

中小企業再生支援協議会事業実施基本要領新旧対照表

改 正	現 行
<p>3. 中小企業再生支援協議会</p> <p>(1) 中小企業再生支援協議会（以下、「協議会」という。）の委員 認定支援機関の長は、原則として、当該地域における以下の機関を代表する者を協議会の委員に選任する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 商工会議所、商工会、商工会連合会 ・ 商工中金、日本公庫等の政策金融機関 ・ 地域金融機関（地域金融機関の協会） ・ 信用保証協会 ・ 都道府県中小企業支援センター ・ 地域の弁護士会、中小企業診断協会等 ・ その他中小企業支援機関等 ・ 都道府県（オブザーバーとしての参加も可） <p>また、協議会事業が適切に行われるよう、国の地方支分局（経済産業局等、財務局）がオブザーバーとして参加し、助言、支援等を行う。</p> <p>（中略）</p> <p>4. 支援業務部門</p> <p>(3) 支援業務部門の業務内容</p> <p>② 支援業務部門は、窓口相談（第一次対応）で把握した相談企業の状況に基づき、再生計画策定支援を行うことが適当であると判断した場合には、必要に応じて、外部専門家（企業や事業の再生に関する高度の専門的な知識と経験を有する弁護士、公認会計士、税理士、中小企業診断士、金融関係者等）を活用しつつ、主要債権者（対象債権者のうち、相談企業に対する債権額が上位のシェアを占める債権者。）等との連携を図りながら具体的で実現可能な再生計画の策定支援（再生計画策定支援：第二次対応）を行う。再生計画</p>	<p>3. 中小企業再生支援協議会</p> <p>(1) 中小企業再生支援協議会（以下、「協議会」という。）の委員 認定支援機関の長は、原則として、当該地域における以下の機関を代表する者を協議会の委員に選任する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 商工会議所、商工会連合会 ・ 商工中金、中小公庫等の政策金融機関 ・ 地域金融機関（地域金融機関の協会） ・ 信用保証協会 ・ 都道府県中小企業支援センター ・ 地域の弁護士会、中小企業診断協会等 ・ その他中小企業支援機関等 ・ 都道府県（オブザーバーとしての参加も可） <p>また、協議会事業が適切に行われるよう、国の地方支分局（経済産業局等、財務局）がオブザーバーとして参加し、助言、支援等を行う。</p> <p>（中略）</p> <p>4. 支援業務部門</p> <p>(3) 支援業務部門の業務内容</p> <p>② 支援業務部門は、窓口相談（第一次対応）で把握した相談企業の状況に基づき、再生計画策定支援を行うことが適当であると判断した場合には、外部専門家（企業や事業の再生に関する高度の専門的な知識と経験を有する弁護士、公認会計士、税理士、中小企業診断士、金融関係者等）を活用しつつ、主要債権者（対象債権者のうち、相談企業に対する債権額が上位のシェアを占める債権者。）等との連携を図りながら具体的で実現可能な再生計画の策定支援（再生計画策定支援：第二次対応）を行う。再生計画策定支援の業務</p>

策定支援の業務手順は「6. 再生計画策定支援（第二次対応）」のとおりとする。

（中略）

6. 再生計画策定支援（第二次対応）

再生計画策定支援の業務手順は、以下のとおりとする。

なお、再生計画の策定にあたり、法人税法第25条第3項及び第33条第4項並びに同法第59条第2項第1号の適用を受けることを想定している場合には、中小企業庁が別に定める「中小企業再生支援協議会の支援による再生計画の策定手順（再生計画検討委員会が再生計画案の調査・報告を行う場合）」に従うものとする。

（中略）

（3）個別支援チームの編成

- ① 統括責任者は、統括責任者や統括責任者補佐から構成される個別支援チームを編成し、再生計画の策定の支援を行う。なお、個別支援チームには、必要に応じて、弁護士、公認会計士又は税理士等の外部専門家を含めることができる。

（中略）

- ③ 必要に応じて、外部専門家を活用する場合、統括責任者は、相談企業及び主要債権者との間に利害関係を有しない外部専門家を選定する。

（中略）

（4）再生計画案の作成

手順は「6. 再生計画策定支援（第二次対応）」のとおりとする。

（中略）

6. 再生計画策定支援（第二次対応）

再生計画策定支援の業務手順は、以下のとおりとする。

なお、再生計画の策定にあたり、法人税法第25条第3項及び第33条第3項並びに同法第59条第2項第1号の適用を受けることを想定している場合には、中小企業庁が別に定める「中小企業再生支援協議会の支援による再生計画の策定手順（再生計画検討委員会が再生計画案の調査・報告を行う場合）」に従うものとする。

（中略）

（3）個別支援チームの編成

- ① 統括責任者は、統括責任者や統括責任者補佐の他、外部専門家から構成される個別支援チームを編成し、再生計画の策定の支援を行う。なお、個別支援チームには公認会計士又は税理士を含めることとし、債権放棄等の要請を含む再生計画の策定を支援することが見込まれる場合には、原則として弁護士及び公認会計士を含めることとする。

（中略）

- ③ 統括責任者は、相談企業及び主要債権者との間に利害関係を有しない外部専門家を選定する。

（中略）

（4）再生計画案の作成

① 個別支援チームは、相談企業の財務及び事業の状況を把握し、それに基づき、相談企業の再生計画案の作成を支援する。なお、公認会計士又は税理士による財務面（資産負債及び損益の状況）の調査分析及び中小企業診断士等による事業面の調査分析については、必要不可欠な場合に限り実施するものとする。

(中略)

③ 相談企業、主要債権者及び個別支援チームは、財務及び事業の状況の把握や再生計画案作成の進捗状況に応じて適宜会議を開催し、協議・検討を行い、再生計画案について相談企業と主要債権者との合意形成を図る。この会議には、必要に応じて、主要債権者以外の対象債権者、スポンサー候補者等も参加することができる。

(中略)

(5) 再生計画案の内容

② 実質的に債務超過である場合は、再生計画成立後最初に到来する事業年度開始の日から5年以内を目処に実質的な債務超過を解消する内容とする。
(企業の業種特性や固有の事情等に応じた合理的な理由がある場合には、これを超える期間を要する計画を排除しない。)

(中略)

(6) 再生計画案の調査報告

① 統括責任者は、再生計画案の内容の相当性及び実行可能性を調査し、調査報告書を作成の上、対象債権者に提出する。ただし、弁護士が個別支援チームに参画した場合は、同弁護士が債権放棄等を要請する内容を含む再生計画案に関する調査報告書の作成については、再生計画案の内容の相当性及び実行可能

① 個別支援チームは、公認会計士又は税理士による財務面（資産負債及び損益の状況）の調査分析及び中小企業診断士等による事業面の調査分析を通じ、相談企業の財務及び事業の状況を把握し、それに基づき、相談企業の再生計画案の作成を支援する。

(中略)

③ 相談企業、主要債権者及び個別支援チームは、財務及び事業の状況の調査分析や再生計画案作成の進捗状況に応じて適宜会議を開催し、協議・検討を行い、再生計画案について相談企業と主要債権者との合意形成を図る。この会議には、必要に応じて、主要債権者以外の対象債権者、スポンサー候補者等も参加することができる。

(中略)

(5) 再生計画案の内容

② 実質的に債務超過である場合は、再生計画成立後最初に到来する事業年度開始の日から3～5年以内を目処に実質的な債務超過を解消する内容とする。(企業の業種特性や固有の事情等に応じた合理的な理由がある場合には、これを超える期間を要する計画を排除しない。)

(中略)

(6) 再生計画案の調査報告

① 統括責任者は、再生計画案の内容の相当性及び実行可能性を調査し、調査報告書を作成の上、対象債権者に提出する。ただし、債権放棄等を要請する内容を含む再生計画案に関する調査報告書の作成については、原則として個別支援チームに参画した弁護士が再生計画案の内容の相当性及び実行可能

行可能性を検証し、行うことができる。

(中略)

(8) 再生計画策定支援の完了

- ① 再生計画策定支援の完了時点は、再生計画が成立した時点とする。再生計画策定支援にかかる標準処理期間（第二次対応開始から再生計画策定支援の完了まで）は原則として、2か月とする。

(中略)

8. 再生計画策定支援が完了した案件のフォローアップ

(1) 計画遂行状況等のモニタリング

- ① 支援業務部門は、主要債権者と連携の上、必要に応じて、外部専門家の協力を得て、再生計画策定支援が完了した後の相談企業の計画達成状況等について、モニタリングを行う。

10. 事業計画

統括責任者は、別途定める行動指針を踏まえ、認定支援機関の長と協議のうえ、事業年度毎の事業計画を作成する。事業計画においては再生計画策定支援の目標件数を設定し、事業者の相談窓口となる機関との連携施策等の具体的な内容を定めることとする。

性を検証し、行うこととする。

(中略)

(8) 再生計画策定支援の完了

- ① 再生計画策定支援の完了時点は、再生計画が成立した時点とする。

(中略)

8. 再生計画策定支援が完了した案件のフォローアップ

(1) 計画遂行状況等のモニタリング

- ① 支援業務部門は、主要債権者と連携の上、外部専門家の協力を得て、再生計画策定支援が完了した後の相談企業の計画達成状況等について、モニタリングを行う。

(新設)